

平成 21 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス

代表者名 代表取締役社長 大場 典彦

(登録銘柄 コード番号 7918)

問い合わせ先

役職・氏名 執行役員 今井 将和

電 話 番 号 03-5155-6801

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 3 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 73 期定期株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) (以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされており、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条) ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録にかかる事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 10 条第 3 項、第 12 条第 1 項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u>	< 削除 >
第9条 当会社は株式に係る株券を発行する。 ②前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(株主名簿管理人) 第9条 <現行どおり> ② <現行どおり> ③当会社の株式名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、單元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第10条 <条文省略> ② <条文省略> ③当会社の株式名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、單元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。	第9条 <現行どおり> ② <現行どおり> ③当会社の株式名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第11条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(基準日)	(基準日)
第12条 每決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 ②前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	第11条 每決算期現在の株主名簿に記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。 ②前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定日の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

変更前	変更後
第 <u>13</u> 条～第 <u>42</u> 条 <条文省略> (期末配当金) 第 <u>43</u> 条 当会社は、株主総会の決議によって 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登録株式質権 者に対し、剩余金の配当（以下「期末配当 金」という。）を支払う。	第 <u>12</u> 条～第 <u>41</u> 条 <現行どおり> (期末配当金) 第 <u>42</u> 条 当会社は、株主総会の決議によって 毎年3月31日の最終の株主名簿に記録さ れた株主または登録株式質権者に対し、剩 余金の配当（以下「期末配当金」という。） を支払う。
(期末配当金の除斥期間) 第 <u>44</u> 条 <条文省略>	(期末配当金の除斥期間) 第 <u>45</u> 条 <現行どおり>
<新 設>	<u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成およ び備置きその他の株券喪失登録簿に関す る事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当会社においては取扱わない。</u>
<新 設>	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5 日まで有効とし、平成22年1月6日をも って前条および本条を削るものとする。</u> 以上

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（金曜日）（予定）

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（金曜日）（予定）

以上